

目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、町が所管する事務事業に関し、再エネ・省エネ、省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するもの。

※2012（平成24）年3月に2016（平成28）年までの5か年を期間とした当該計画を策定した後、更新されておらず、昨今の気候変動など地球温暖化による影響を鑑み、2024（令和6）年3月に新たな事務事業編を策定する。

課題解決に向けた対策

最もCO2を排出している「電気」への対策を主軸とし、再エネ電気への切り替え等を行い、CO2排出削減を図る。



2030（令和12）年度目標

温室効果ガス（CO2）削減量を2013（平成25）年度比で

60%以上、最大70%の削減を目指す。

計画の期間

2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの7年間

対象とする温室効果ガス

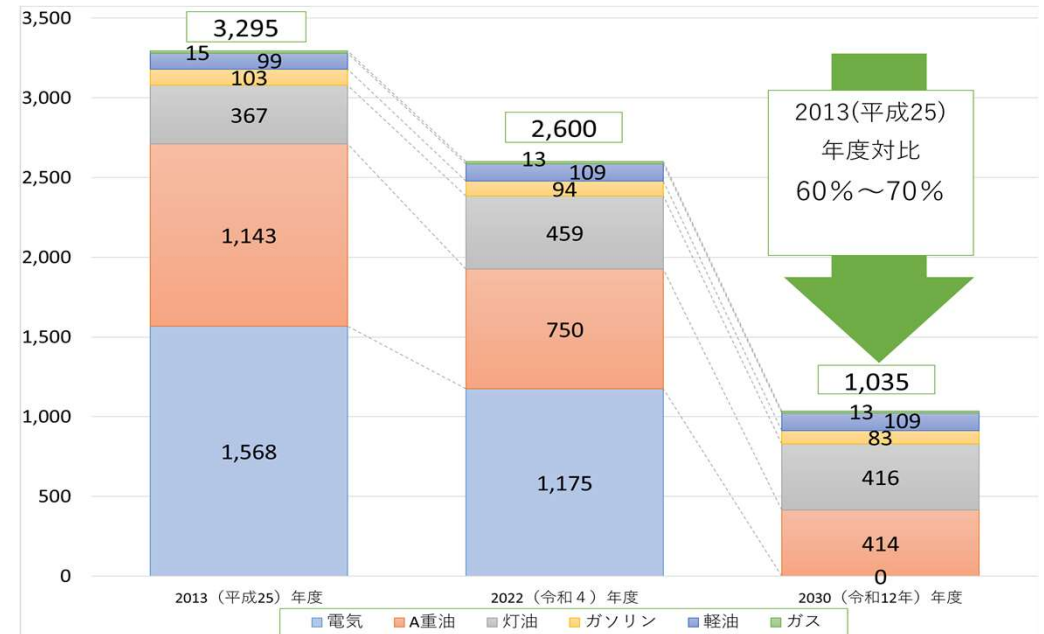
二酸化炭素 = CO2

CO2排出量の現況

比較基準年度：2013（平成25）年度

・基準年度における対象施設からのCO2排出量は**3,295 t-CO2**となっており、その内、**電気の使用**による排出量が全体の**47.6%**を占めている。

・省エネへの取組み推進等により、直近年度の2022（令和4）年度のCO2排出量は**2,600 t-CO2**となっており、基準年度と比較して**21.1%**減少しているが、電気から排出されるCO2は依然として多い。



2013(平成25)年度対比
60%~70%

国の削減目標

・地球温暖化対策計画 46% ・政府実行計画（事務事業） 50%

【さらなる削減に向けた課題】

- ・「電気」によるCO2排出量が多いことから、再エネ発電の電気への切り替えが必要
- ・ボイラー等におけるA重油の使用によるCO2排出量が多いことから、高効率な設備への変更又は燃料転換が必要
- ・職員がCO2排出削減を意識し、自発的な省エネの行動を行うなど行動変容が必要 など

目標達成に向けた指針

基本目標 誰一人取り残さない脱炭素化の未来の実現

基本方針1 職員一人ひとりが環境に配慮した行動の実践

基本方針2 公共施設の脱炭素推進

基本方針3 循環型社会の推進